



Aoba NEWSLETTER

V o l . 94

2023 年 10 月 16 日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自に作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉グループ拠点：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階 301 室

TEL：(852)2850 8990 FAX：(852)2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10)6522 8158 FAX：(86-10)6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20)3878 5798 FAX：(86-20)3878 5337

目次

中国政府、外資誘致のための 24 の施策を発表	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	8
「外資企業法」移行期間措置	9
【背景】.....	9
【影響】.....	9
【主要内容】.....	9
【法規リンク】.....	11
中国政府、小規模納税者に対する増値税減免政策を継続	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
【法規リンク】.....	12
中国、単発の雇用拡大助成金政策継続実施	13
【背景】.....	13
【影響】.....	13
【内容】.....	13
【法規リンク】.....	14
零細企業および個人事業主の発展をさらに支援するための税金・費用政策	15
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	15
【法規リンク】.....	16

中国政府、外資誘致のための 24 の施策を発表

【背景】

外商投資環境の更なる改善、投資促進作業レベルの向上、外資誘致の強化のため、中国国務院は 2023 年 7 月 25 日、「外商投資環境の更なる改善と外資誘致強化に関する意見」を提起した。

【影響】

外商投資環境を更に改善し、外資誘致を強化する。各地は、政策の相乗効果を高めるため、現地の実情に応じた補完的な措置を導入することが奨励される。商務部は関連部門と連携し、指導と協調を強化し、政策推進をじゅうぶんにを行い、政策措置を適時に実施することにより、外国投資家にとってより改善された投資環境を構築し、外国投資家からの信頼を効果的に高める。

【主要内容】

一、外資活用の質の向上

- (一) 重点分野における外資導入を拡大する。外資企業が中国において研究開発センターを設立することを支援し、外資企業と中国国内企業と共同で技術研究開発、産業応用を行うことを支援し、外資企業及び外資企業が設立した研究開発センターが大規模な科学研究開発プロジェクトを行うことを奨励する。関連法規を遵守することを前提に、生物医学分野における外商投資プロジェクトの進出・生産を加速させ、外資企業が法律に従った上で中国国内において海外で既に販売展開済の細胞治療薬及び遺伝子治療薬の臨床試験実施を奨励し、海外生産から中国国内生産に移管の医薬品の販売登録申請に関する申請プロセスを改善する。先端製造業、現代サービス業、デジタル経済などの分野における外資企業が、各種専門学校（技能専門学校を含む）、職業訓練機関とともに職業教育及び職業訓練実施に関する支援を行う。
- (二) サービス業の開放拡大に向けた総合的試行実証の先導的役割を十分に発揮する。国際的な高水準の経済貿易ルールに対応し、サービス業の開放拡大に向けた総合的試行実証の早期かつ試験的取り組みを強化する。知的財産権、株式及び関連の実体資産を組み合わせた担保融資の実施を奨励し、知的財産権証券化の標準化を支援する。株式投資及びベンチャーキャピタルの株式譲渡の試験的地域の数を計画的に増やす。中国国

- 内インターネットの VPN 事業（外資持株比率 50%以下）、情報サービス事業（オンライン出版サービスを除くアプリケーションショップのみ）、インターネット接続サービス事業（ユーザー向けインターネット接続サービスのみ）などの付加価値電信サービスを開放するための試験地域の数を着実に増やす。
- （三） 外資誘致のルートを拡大する。適格外国投資家による投資会社と地域本部の設立を奨励する。投資性会社によって投資された企業は、国の関連規定に従い外商投資企業の待遇を享受できる。適格海外投資事業有限責任組合（QFLP、Qualified Foreign Limited Partner¹）による中国内投資の試験的プロジェクトを綿密に実施し、QFLP のための健全な外国為替管理の円滑化システムを確立し、中国外から集めた人民元をもって直接中国国内投資を行うことを支援する。
 - （四） 外資系企業の段階的移転を支援する。
 - （五） 外資プロジェクトの建設促進メカニズムを改善する。主要かつ重要な外資プロジェクトに取り組む専門チームのメカニズムを改善し、要因支援、政策支援、サービス保障を強化し、外資プロジェクトの早期調印、早期着工、早期操業、早期生産を促進する。

二、外資企業の内国民待遇保障

- （一） 外商投資企業が法律に従った上で、政府調達活動に参加することを保障する。
- （二） 外商投資企業が法律に基づき対等に基準制定に関与することを支援する。
- （三） 外商投資企業が平等に支援政策を享受できることを保証する。産業発展や内需拡大を支援するために各地方が導入する政策は、法令で明確に規定されているものや国家安全保障分野に関わるものを除き、ブランドを限定したり外商投資ブランドであることを理由に、外商投資企業及びその製品・サービスを排除されたり差別されたりしてはならず、外商投資企業及びその製品・サービスが政策を享受するための追加条件を設定してはならない。

三、外商投資保護の継続的強化

- （一） 外商投資権益保護のメカニズムを改善する。国際投資紛争処理の作業メカニズムを改善し、当事者責任を明確にし、紛争予防を強化し、国際投資

¹ 境外の機関投資家が資格認定と外貨資金の監督管理プロセスを経たのち、外貨を人民元に交換し、元建てのプライベートエクイティファンド(PE)やベンチャーキャピタル(VC)市場に投資することを認める制度。

紛争を適切に処理する。

- (二) 知的財産権の行政保護を強化する。特許権侵害紛争に対する行政審判制度を改善し、行政審判の執行を強化する。展示会における知的財産権ワークステーションの活用、出展製品の著作権、特許権、商標権などの知的財産権の申請受理、効果的な権利侵害予防措置の提供など各地域を支援する。
- (三) 知的財産権の行政執行を強化する。外商投資企業の知的財産権を侵害する行為を断固として取り締まり、地域を跨いだ連鎖的に行われる知的財産権侵害に対し特別な取締りを実施する。
- (四) 対外関連の経済貿易政策・規制の策定を標準化する。対外関連の各種経済貿易政策・措置の策定は、透明性と予見可能性を高めることに重点を置くべきであり、法律に従い外商投資企業の意見を聴取し、新たに導入される政策・措置に合理的な移行期間を設けるべきである。

四、投資運営の利便性をレベルアップ

- (一) 外商投資企業の外国人従業員の在留政策を最適化する。出入国政策・措置を継続的に最適化し、外商投資企業の外国人高級管理職・技術者及びその家族の出入国・在留に対し、利便性を向上させる。主要な投資誘致国・地域の在中国大使館・領事館に対し、多国籍企業の高級管理職のビザ申請に対する利便性を引き続き向上させるよう指導し、海外の事業代理店を通じ入国政策を速やかに公表する。適格外商投資企業が雇用且つ推薦する外国人高級管理職、技術人材の永住居留申請に対し利便性を提供する。公共交通機関、金融サービス、医療保障、インターネット決済などの場面で、外国人の永住居留身分証の使用利便性を向上させる。
- (二) クロスボーダーのデータ流動に対する円滑なセキュリティ管理メカニズムを模索する。「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」などの要求事項を実施し、条件を満たした外商投資企業のためのグリーンルートを確立し、重要データと個人情報の対外セキュリティ評価を効率的に実施し、安全で秩序ある自由なデータの流れを促進する。北京、天津、上海、大湾区などにおけるデータ越境のセキュリティ評価、個人情報保護認証、個人情報越境にかかわる標準契約書提出などの制度実施プロセスにおいて、自由に流出できる一般データリストの形成を試験的に模索し、クロスボーダーデータ流出のコンプライアンスサービスサービスプラットフォームの構築を支援する。

- (三) 外商投資企業に対する法律執行検査を調整、最適化させる。「双随机、一公開²」監督と信用リスク分類管理を推進し、信用リスクの低い外商投資企業に対する無作為検査の割合と頻度をさらに減らす。生産安全、環境保護、製品品質などの企業関連法律執行検査を調整する条件を備えた地域を支援し、「一度の来訪で一度に複数項目をチェック」という目標を実現する。
- (四) 外商投資企業に対するサービス保障を完備する。外商投資企業のための健全な懇親会制度を確立する。各レベルの主要・重点外資プロジェクトの作業部会は、プロジェクトの調印、建設、試運転において遭遇する困難や問題を適時に調整・解決するための健全な連携・調整メカニズムを確立する。また、自由貿易協定の原産地証明書の発給を適切に行い、外商投資企業による関税減免政策の享受に対する利便性を向上させる。

五、金融・税制面での支援強化

- (一) 外資誘致促進のための金融保障を強化する。中央対外経済・貿易経済発展特別資金を通じ、外資のランドマークプロジェクトへの支援を強化し、プロジェクトの早期実施を促進する。各レベル地方政府による外商投資促進資金の利用を改善し、重点産業チェーンへの投資誘致サービスを拡大する。各地域が法定権限の範囲内で主要多国籍企業の投資プロジェクトを支援することをサポートする。
- (二) 外商投資企業の中国国内での再投資を奨励する。外国投資家が中国国内で得た利益の再投資にしば源泉所得税を課さないという政策を実施し、広報力とコンサルティング力を強化し、地方の各レベル商務、税務等部門より、政策の適用範囲、申告資料、取扱プロセスを細分化するよう指導し、よりよく政策実施する。
- (三) 外商投資企業に対する税收優遇政策を実施する。外国人個人が住宅手当、語学研修費、子女教育費などの手当に対する免税優遇政策を享受できるように、国の関連規定に従い、サポートする。外資系研究開発センターが、科学技術イノベーションを支援するための輸入税收政策と、国産設備の調達に関する増値税還付政策を享受できるように、国の関連規定に従い、指導・サポートを行う。
- (四) 国が発展を奨励する分野への外商投資企業の投資を支援する。各地域により、法定権限の範囲内で外商投資奨励産業目録の規定に従う外商投資企業に対し、奨励優遇措置を実施するよう支援する。奨励類の外商

² 監督プロセスにおいて、無作為に検査対象を選択し、無作為に法律執行検査官を選択、派遣し、検査状況及び調査結果を速やかに社会に公開することを指す。

投資プロジェクトにかかわる輸入設備免税に関する支援政策と措置の実施を確実に行う。

六、外商投資促進方式の完備

- (一) 投資誘致メカニズムを改善する。
- (二) 外資誘致の利便性を向上させる。
- (三) 外商投資促進ルートを拡大する。中国大使館・領事館と所在国・地域の主要企業との連携を強化し、中国への投資機会を宣伝する。商務部、中国貿易促進会の在外経済・貿易と投資促進機関との連絡を強化し、各国・地域における海外設立投資促進機関(駐在事務所)の役割をより発揮し、海外の経済・貿易と投資促進機関との連絡・協力を強化するよう各地域を支援する。
- (四) 外商投資促進評価を最適化させる。外資誘致の経済・社会発展への実際貢献を重視し、誘致投資規模や実際の払込資本額に関する統計データを評価や関連企業・人員の賞罰根拠として単純に用いることを防ぎ、外商投資促進への「水増し」を防止するため、健全な外商投資促進効果の評価制度を確立する。

【法規リンク】

「国務院による外商投資環境の更なる改善による外商投資誘致力強化に関する意見」

https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6898048.htm

「外資企業法」移行期間措置

【背景】

2020年1月1日より「中華人民共和国外商投資法」が施行され、従来の外資三法（中華人民共和国外資企業法・中華人民共和国外資企業法・中華人民共和国外資企業法）より取って代わった。

同法によると、同法施行前に「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国外資企業法」に基づいて設立された外商投資企業は同法施行後5年内（2020年1月1日から2024年12月31日まで）は従来の企業組織形態などを継続して保持することができる。この5年間は「中華人民共和国外商投資法」の移行期間と呼ばれている。

【影響】

「外商投資法」の公布は、外商投資企業（以下「外資企業」）の法的根拠が統一されたことを意味し、中国国内企業と外資企業が企業統治面で正式に同じ軌道に乗ったことを意味する。

【主要内容】

一、外資企業の内部企業統治面における設計及び適応

（一）外資企業が「中華人民共和国会社法」に従い組織構造等の調整を適時に行わなかった場合の影響。

2025年1月1日以降、法に従った組織形態、組織機構等の調整を行わず、変更登記も行わなかった既存の外資企業に対し、市場監督管理当局は、その申請に関する登記事項処理を行わず、かつその状況を公示する。そのため、移行期間満了後、市場監督管理部門は、移行期間内に企業の組織形態を変更しなかった外資企業に対して率先して職権により逐一調査・処分することはしない。しかし、一旦外資企業がとある登録事項の申請手続きを行った場合、市場監督管理部門は企業組織形態変更も一括処理するよう要求する。さもなければ、その登録事項の申請を処理することができない。

（二）外資企業の組織構造が直面するジレンマ

「中華人民共和国会社法」によると、株主は法に基づき資産収益を有し、重大な意思決定への参与及び管理者の選択等の権利を有する。これは外資企業における株主の重要な権利及び職責の再配分を意味するため、各株主間の新たなかけ引きが生じるのは必至であり、極端な場合には、企業

のデッドロックが発生する可能性さえある。移行期間の大半が経過した今、外資企業はできるだけ早く企業の組織形態や企業統治構造の調整を完了することが推奨される。デッドロックに陥った場合、株主間のコミュニケーションチャンネルを円滑に保ち、できるだけ交渉により問題を解決すべきである。交渉が不調に終わった場合、実情に応じ、裁判所に会社解散訴訟を提起するか否かを検討することができる。

二、「三項基金」の積立に関する問題

外資企業が会社法上の利益分配において、「三項基金」(従業員奨励及び福利基金、予備基金、企業発展基金の3つの基金)の積立を行う必要があるかどうかという問題については、実質的に「会社法」と従来の外資企業に関する法律と行政法規との関係をどのように処理するかという問題がある。「会社法」によると、会社は当年度の税引後利益を分配する際に、利益の10%を会社の法定積立金として積み立てなければならない。会社の法定積立金の累計額が会社の登録資本金の50%を超える場合、これ以上の積立を必要としない。「中外合資経営企業法实施条例」によると、合資企業は「中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法」に従い、所得税を納付後の利益分配原則は以下の通りとなっている。(一)取締役会が決定の割合で予備基金、従業員奨励及び福利基金、企業発展基金を積み立てる。「外資企業法実施細則」によると、外資企業は中国税法の規定に従い、所得税納付後の利益に対し、予備基金と従業員奨励及び福利基金を積立してなくてはならない。予備基金の積立率は税引後利益の10%を下回ってはならず、累計積立額が登録資本金の50%に達した時点で、これ以上積み立てなくてもよい。従業員奨励及び福利基金の積立率は外資企業自身が設定可能である。新「会社法」における外資企業の法律適用問題を更に明確するために、国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外貨管理局が「『外商投資企業の審査・認可と登記管理の法律適用に関するいくつかの問題の実施に関する意見』の発行に関する通知」(工商外企字[2006]81号)及び「『外商投資企業の審査・認可と登記管理の法律適用に関するいくつかの問題の実施に関する意見』に関する通知」(工商外企字[2006]102号)の2つの文書を2006年に相次いで公布した。これらの文書の規定によると、外資企業が会社法の規定に従い、利益剰余金を積み立てるか、それとも元の外資企業の関連法律法規に従い三項基金を積み立てるかは、主にその会社定款の中で利益分配に関する事項をどのように規定しているかによることとなっている。

【法規リンク】

「中華人民共和国外商投資法」

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjEzNWY0NjAxNmYxZDUzMThhZjE0NWU%3D>

中国政府、小規模納税者に対する 増値税減免政策を継続

【背景】

小型薄利企業、零細企業、個人事業主の発展をさらに支援するため、2023年8月3日、財政部、税務総局は、「小規模納税者に対する増値税減免政策に関する公告」(以下「公告」)を公布した。

【影響】

小規模納税者に対する増値税減免政策を継続し、小規模納税者の発展を支援する。

【主要内容】

- (一) 月間売上額が10万元以下の増値税小規模納税者に対し、増値税課税が免除される。
- (二) 増値税小規模納税者は、3%の徴収率が適用される課税対象売上所得に対し、1%の軽減税率にて増値税が課税され、3%の前払税率適用の前払増値税項目に対しては、1%の増値税前払軽減税率が適用される。
- (三) 当「公告」は2027年12月31日まで効力を有する。

【法規リンク】

「小規模納税者に対する増値税減免政策に関する公告」

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802_3899759.htm

中国、単発の雇用拡大助成金政策継続実施

【背景】

大卒者等の若者の雇用促進のため、企業の雇用拡大を支援する失業保険の役割を発揮させ、企業が大卒者などの若者を積極的に雇用することを奨励する。

【影響】

単発の雇用拡大補助政策実施は、大卒者などの若年層の就業を促進し、雇用情勢の安定を維持するための重要な措置である。人的資源社会保障部門の担当部門、情報化総合管理部門は責任分担を明確にし、協調と協力を強化し、政策が一刻も早く実行に移されるよう、運用方法と情報システムを早急に最適化することに注力していく。宣伝・指導を強化し、政策情報を積極的に発信し、政策の認知度を高める。

【内容】

- 一、2023 年普通大学卒業生および卒業後 2 年以内に就職していない者、失業登録済みの 16 歳から 24 歳の若者を雇用し、労働契約を締結し、失業保険、労災保険と従業員養老保険料を 1 カ月以上納付した企業に対し、採用者 1 名につき 1500 元を超えない基準で雇用拡大一時助成金を一括支給する。当政策は 2023 年 12 月末まで実施される。
- 二、上述の人員 1 名の雇用保険加入情報と身分情報に対して、雇用拡大一時助成金は 1 社の企業のみが享受することができ、重複利用はできない。雇用拡大一時助成金と雇用吸収一時助成金政策は重複して享受することはできない。各地方政府は、上述の人員を採用し、関連条件を満たす企業ができる限り政策優遇を享受できるように、既存の政策規定より政策享受のハードルを高めたり、制限条件を加えたりしてはならない。
- 三、雇用拡大一時助成金に必要な資金は、失業保険基金の「その他支出」から支給される。
- 四、各地方政府は「申請不要ですぐ享受」方式を採用し、「便利、迅速標準化、安全」の原則に基づき、率先して条件に合致する企業に対して雇用拡大一時助成金を支給することができる。毎月、各地の新規保険加入者の情報と、省人力資源社会保障業務協同プラットフォームが提供する「普通大学新卒

者身分確認インターフェース」、教育部門から転送される就職意思のある卒業後2年以内において就職していない大学既卒者のデータと失業登録情報とを照合し、保険加入者の身分情報が政策享受条件に合致していることを確認し、企業に当情報を送信し確認を受けた後、雇用拡大一時助成金を対象企業の法人銀行口座に支給する。尚、法人銀行口座を持たない企業は、各地方税務部門が提供する当該企業の社会保険料納付アカウントに対し支給することができる。

五、基金リスク防止をしっかりと行い、事後審査を強化し、雇用拡大一時助成金が安全に受領、処理されるよう推進しなければならない。各省の人力資源・社会保障部門は、毎月20日までに、中央政府の人力資源・社会保障部に雇用拡大一時助成金の支給データを報告し、人力資源・社会保障部が全国情報照合・審査を行うことを支援しなければならない。人力資源・社会保障部が照合を行い、提供した身分が不正確であったり、省（区、市）をまたいで重複で助成金を受給したり等、疑わしいデータに対し、各地方政府機関はただちにデータを検証し、条件を満たさない企業に対しては、支給済雇用拡大一時助成金を適時回収し、規定に基づき、相応の責任を追及しなければならない。

【法規リンク】

「人力資源・社会保障部 教育部 財政部による雇用拡大一時助成金政策の継続実施に関する通知」

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202307/content_6889713.htm

零細企業および個人事業主の発展をさらに支援するための税金・費用政策

【背景】

中国には1億社以上の個人事業主や零細企業があり、雇用の安定や国民生活の円滑化に重要な役割を果たしている。現在、国内外の環境は複雑かつ厳しく、コスト上昇などの影響を受け、零細企業や個人事業主は、「川上企業による値上げの加速、川下企業への値上げが難しい」という「上下からの二重の圧力」を受けており、経営上の圧力とリスクは徐々に高まっている。そこで、零細企業や個人事業主の税負担を軽減し、発展をさらに支援するため、財政部と国家税務総局は共同で「零細企業および個人事業主の発展をさらに支援するための税金・費用政策に関する公告」(財政部・税務総局公告 2023 年第 12 号)を公布し、国家税務総局は「個人事業主の発展を支持するための個人所得税優遇政策のさらなる実施に関する事項の公告」(国家税務総局公告 2023 年第 12 号)を公布した(以下「公告」)。

【影響】

零細企業と個人事業主の税負担を軽減することにより、零細企業、個人事業主に経費削減や、財政圧迫の軽減を可能にする。

【主要内容】

- 一、 2023年1月1日から2027年12月31日まで、個人事業主の年間課税所得額において200万元を超えない部分に対し、個人所得税徴収額を半減する。個人事業主は現行の他の個人所得税優遇政策に加えて、この優遇政策を重複して享受することができる。
- 二、 2023年1月1日から2027年12月31日まで、増値税の小規模納税者、小型薄利企業と個人事業主に対し、資源税(水資源税を除く)、都市維持建設税、不動産税³、都市土地使用税、印紙税(証券取引印紙税を除く)、耕作地占用税及び教育費付加、地方教育付加の徴収額を半減する。
- 三、 小型薄利企業の課税所得額を25%減額し、税率20%で企業所得税を納付

³ 日本の固定資産税にあたる。

する政策を、2027年12月31日まで延長する。

四、 増値税小規模納税者、小型薄利企業及び個人事業主は資源税、都市維持建設税、固定資産税、都市土地使用税、印紙税、耕作地占用税、教育費付加、地方教育付加など、すでに法律に基づきその他の優遇政策の適用を受けている場合であっても、本公告第二条の優遇政策の適用を重ねて受けることができる。

五、 公告にいう「小型薄利企業」とは、国の制限・禁止業種に従事しておらず、同時に年度課税所得額が300万元以下、従業員数が300人を以下、資産総額が5000万元以下など3つの条件を同時に満たす企業を指す。

五、本公告公布日までに、課税済みの各種税金は、納税者がその後の月次の未払税金額と相殺するか還付を受けることができる。本公告の公布日までに既に登記抹消手続きをした場合、遡って享受することはできない。

【法規リンク】

「零細企業および個人事業主の発展をさらに支援するための税金・費用政策に関する公告」

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802_3899800.htm

「個人事業主の発展を支持するための個人所得税優遇政策のさらなる実施に関する事項の公告」

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5210466/content.html>